

31. 減 価 償 却

普 通 償 却 方 法	減対価象償却資産の	31. 減 価 償 却		
		建物及びその附属設備 船 舶 工具、器具及び備品	構築物 航空機 鉱業権、特許権等 18 種類の無形固定資産	機械及び装置 車両及び運搬具 牛、馬、果樹等
普 通 償 却 方 法	償 却 方 法	有形減価償却資産 建物 定額法 建物以外 定額法又は定率法（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 無形固定資産（鉱業権を除く）定額法 鉱業権 定額法又は生産高比例法 生 物 定額法 一定の国外リース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度、陳腐化償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。 （減耗償却） 鉱業を営む者が、鉱物の売上高の 12%（ただし、鉱業所得の 50% を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入が認められる。ただし、準備金積立て後 3 年以内に新鉱床探鉱の費用等を使用しなかった場合は、課税所得に算入される。 なお、3 年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除が認められる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。） また、海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の 50% を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が認められる。		
		耐用年数 大蔵省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は増加償却を行うことができる。		
		陳腐化 技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については、国税局長の承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残価と簿価との差額を一時に償却することができる。		
		償の却繰不越足し 特別償却に係る償却不足額に限り 1 年間の繰越しが認められる。		
特 別 償 却	特 別 償 却	(1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法 42 の 5） (2) 中小企業新技術体投資促進税制（措法 42 の 6） (3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 42 の 7） (4) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 42 の 8） (5) 中小企業投資促進税制（措法 42 の 12） (6) 特定設備等の特別償却（措法 43） 公害防止用設備 基準取得価額の 16% 再資源分別回収設備 14% 電線類地中化設備 5% 海運業の経営合理化に資する船舶 16%（外航近代化船、二重構造化タンカー 18%） 航空運輸業の経営合理化に資する航空機 8%（最大離陸重量 140 トン未満の航空機 5%） (7) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の 25%（建物等については 13%）の特別償却（措法 43 の 2） (8) 特定中核的民間施設等の 7%（大阪湾臨海地域整備法の整備計画に係る中核的施設については 10%、山村振興法の保全事業等の計画に係る一定の保全事業用資産及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の事業計画に係る資産については、建物等 8%・機械装置 15%）の特別償却（措法 43 の 3） (9) 地震防災対策用資産の 10% の特別償却（措法 44） (10) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の 15%（建物等にあつては 8%）の特別償却（措法 44 の 2） (11) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産について、機械装置等にあつては 30%（集積促進計画承認後 3 年超 5 年以内の取得については 24%、同 5 年超 7 年以内の取得については 20%、同 7 年超 9 年以内の取得については 16%、同 9 年超 10 年以内の取得については 14%、同 10 年超 11 年以内の取得については 12%、同 11 年超 12 年以内の取得については 8%）、建物等にあつては 15%（同 12%、同 10%、同 8%、同 7%、同 6%、同 4%）の特別償却。ただし、東京都の特別区からの移転に伴い取得したものは、同計画承認後 2 年以内に限りそれぞれ 36%、18% の特別償却（措法 44 の 3）		
		前項参照		

制 度 の 概 要

特

別

償

却
(続)

- (12) 産業活力再生特別措置法に規定する一定の事業者が取得する事業革新設備等の18%（一定の場合は24%、高度化等計画の承認を受けた中堅企業者又は中小企業者が取得する技術革新設備については15%又は20%、食品の製造過程の管理の高度化に関する法律に係る認定事業者が取得する一定の建物等については7%、機械装置については14%）の特別償却（措法44の4）
- (13) 特定余暇利用施設の13%（基本構想変更承認後5年超7年以内の取得については10%、同7年超8年以内の取得については8%、同8年超10年以内の取得については7%、同10年超12年以内の取得については6%、同12年超14年以内の取得については5%）の特別償却（措法44の5）
- (14) 特定電気通信設備の特別償却（措法44の6）
電気通信基盤充実設備 7%（波長分割多重化装置15%）
電気通信利便性充実設備 7%（デジタルヘッドエンド装置12%）
広帯域加入者網普及促進設備 18%
電気通信役務の安定的な提供に資する設備 8%（回線切替装置6%ウイルス監視装置12%）
地上放送デジタル化促進設備 15%
不正アクセス対策用設備 20%
- (15) 商業施設等の特別償却（措法44の7）
中小小売商業振興法の高度化計画により設置される共同利用施設・店舗用建物等 8%（特定の共同利用施設については12%）
環衛法の振興計画により設置される共同利用施設 8%
食品流通法の認定計画により設置される共同利用施設・店舗用建物等 8%
流通効率化法の認定計画により設置される共同利用施設 8%
中心市街地活性化法の認定計画により設置される商業施設等 8%（商業基盤施設12%）
- (16) 地方拠点都市地域法の基本計画において定められた拠点地区内における産業業務施設に該当する事務所用又は研究所用の建物等の12%（基本計画承認後3年超5年以内の取得については11%、同5年超7年以内の取得については10%、同7年超8年以内の取得については8%、同8年超9年以内の取得については6%）の特別償却（措法44の8）
- (17) 再商品化設備等の特別償却（措法44の9）
再商品化設備・特定再生資源利用製品製造設備 基準取得価額の25%
再生資源利用製品製造設備 14%
- (18) 輸入促進地域内の特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却（建物等10%、機械装置22%）（措法44の10）
- (19) 低開発地域等工業用機械等の特別償却（措法45）
低開発地域及び農村地域 10%（建物等5%）
半島地域 11%（建物等6%）
過疎地域等 11%（建物等7%）（水源地域にあつては、機械等12%、建物等7%）
離島地域 11%（建物等7%）
沖縄の工業等開発地区 34%（建物等20%）
沖縄の自由貿易地域 50%（建物等25%）
沖縄の離島（ホテル業等用の建物等8%）
- (20) 中小企業者等の機械の11%の特別償却（措法45の2）
- (21) 医療用機器等の特別償却
医療用機器等の14%（特定民間施設の機能の発揮に資する特定の設備は8%、看護業務省力化機器は16%、一定の救急用医療機器は20%）の特別償却（措法45の3）
特定医療用建物の5年間割増償却（老人保健施設用建物 10%、療養型病床群用建物及び老人性痴呆疾患療養病床用建物8%）（法45の3）
建替え病院用建物について、基準取得価額の15%の特別償却（措法45の3）
- (22) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の5年間27%（中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船は16%）の割増償却（措法46）
- (23) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法46の2）
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 5年間24%（工場用建物等については32%）
障害者対応設備等の特別償却 エレベーター等15%、リフト付バス、ノンステップバスについては基準取得価額の20%、リフト付タクシー、スロープ付タクシー、低床式路面電車については基準取得価額の20%
- (24) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の5年間20%、14%又は12%の割増償却（措法46の3）
- (25) 優良賃貸住宅等の割増償却（措法47）
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の特定優良賃貸住宅32%（耐用年数35年以上の特定優良賃貸住宅については44%）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の都心共同住宅32%（耐用年数35年以上の都心共同住宅については44%）
高齢者の居住の安定確保に関する法律の高齢者向け優良賃貸住宅40%（耐用年数35年以上の高齢者向け優良住宅については55%）
- (26) 特定再開発建築物等の5年間12%（沿道地区計画区域内の緩衝建築物については9%）の割増償却（措法47の2）
- (27) 倉庫用建物等の5年間16%の割増償却（措法48）
- (28) 鉱業用坑道等の全額特別償却（措法49）
- (29) 植林費の35%の損金算入の特例（措法50）
- (30) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の全額特別償却（措法52）